

ある。また、男子の増加率は女子より低いにもかかわらず、男子は1990年に依然として全労働力の57%を占めているであろう。

労働力の年齢別構成をみれば、1975年から1990年までの期間における民間労働力の増加は25～54歳のグループに集中すると見込まれている。また、16～24歳のグループは1990年には1975年より減少し、僅かではあるが、55歳以上のグループは増えるだろう。

若い労働力では、前述したように、1980年代の出生率低下により、1980年代には、このグループは少なくなる。たとえば、16歳から24歳までの労働力は、増加率が鈍化している。かれらのグループは1975年に2,230万人だったが、1980年には200万人が増加するだけで、その増加は1970年から1975年までにおける増加の440万人をかなり下まわる。1980年以後、これらの若い労働力は減少し、増加は1985年までに120万人が減少し、1990年ではさらに210万人が減り、これらのグループは1990年に2,090万人になるだろう。

16～24歳と55歳以上の2つのグループと比較すれば、25～54歳のグループは、両グループの増加と異なり、今後15年間には一時的に急速に増える。つまりその増加率は1970年代の後半に2.1%であるが、1980年代には2.4%になり、その後には再び2.1%になると予想されている。このように増加率の変化する理由の1つは、第2次世界大戦以後に生れた人びとが、その年齢のグループに当るからである。もう1つの理由は、女子の労働市場に参加する増加傾向が、今後も引き続き続くだろうということである。このような労働力構成の変化により、25～54歳のグループが労働市場に占める比率は、1975年の61%が1985年には65%になり、1990年には約70%になると予想される。

55歳以上の高齢な労働者は、1970年代後半にやや増加し、1980年代初期にもその状態が続くが、その後、1980年代後半には、このグループは減少するだろう。労働市場に参加するこのグループのうち、男子の比率は減少する時期もあるだろう。たとえば、55～64歳の男子の比率は、1970年から1975年までの間に、82%から76%になったが、1990年には約70%になると予想される。65歳以上の

男子も長期的には同様に減少する。しかし、人口構成では、これらのグループの増加は続いているので、1970年代後半では、労働市場におけるこれらの男子グループは多少増えるだろう。1990年に55～64歳のグループが減少するのは、1930年代の大不況期における出生率低下の影響によるものであろう。1995年以後では、これらのグループが再び増えるだろうと予想される。

要するに、55歳以上の労働力が占める比率は、1975年の15%から1990年には13%に低下するだろう。高齢な労働者は学校で身につけることのできた技術を工場で身についている。他方、かれらは高度な教育を受けた者の比率が少ない。若い労働力にとっては、機会が増えることになり、現在、高齢労働力に早期引退をさせる圧力の中には、より高い仕事をめぐり若い労働力と競り合うという理由も指摘される。

原資料には、若干の図表が示され、将来の労働力の予測が述べられている。

Howard N Fullerton, Jr., and Paul O. Flaim, New labor force projections to 1990, Monthly Labor Review, Vol. 99, No. 12, Dec, 1976. pp. 3～13.

(平石長久 社会保障研究所)

公的ワーカーと ボランティアの関係 —その現状と課題—

(イギリス)

最近、わが国でも地域福祉思想の台頭とともにボランティアに対する期待がにわかに高まってきた。しかし一口にボランティアといっても、所詮は外国语

であるため、その内容は分ったようで分らないのが実情といえる。とくに、公私関係、公私分担の理論を福祉実践の場面に移そうとする時、ボランティアなるものの性格は一層曖昧さを増して行くようである。このようなわが国の福祉事情に一灯を点す意味で、以下、イギリスの公私ワーカーの関係についてふれた小論文から主な部分を紹介する。

本論文は、Stoke-on-Trent市で実施された身障者に対する voluntary organisations の役割を調査した資料を基に書かれている。調査対象として20の組織が選ばれ、そこで活動した195人のボランティアが1972年10月～1973年4月の間にインタビューを受けた。その結果として、local authority social workerとボランティアとの関係について、いくつかの論点が提出されている。

[ボランティアかプロフェッショナルか？]

公的機関 (statutory agencies) と民間機関 (voluntary agencies)，および有給公的ワーカー (paid statutory workers) とボランタリーワーカーとの係わりを質問したなかで、回答者であるボランティアの75%以上が、もし地方当局が、現在自分たちの組織が提供しているサービスの責任を負うようにでもなれば、結果は好ましくないものになると答えている。好ましくないという内容には、“対面的接触” (personal touch) が失われるとか、官僚的になる（たとえば “red tape” のようなものに言及），自律が損われる、あるいは、有給ワーカーはお金のために働いているにすぎず、したがって仕事に身を入れていない、といったボランティアの公的ワーカーに対する信仰があげられている。さらに、ボランタリーワーカーは、有給ワーカーより一層対象者にコミットしていると感じているもの約20%，ボランティアの方が一層柔軟性をもっていると信じているもの16%，もっと personal services を提供できると感じているもの13%，有給ワーカーに比べてより楽に援助が受け入れられないと感じているもの8%，といった結果が得られた。

もちろん、これらの意見は一面をあらわしているにすぎず、今回の調査にはとり入れられていないが、当然、有給ワーカーからみたボランティア観もあるはずである。この点について、Aves 委員会の行なった報告によると、local authority officers と social workers の双方ともボランタリーワーカーは信頼できないといい、また、隠れて不確かな情報を流している可能性もある、としている。

social services の領域では、資源の有効活用がとくに重視されるのであるなら、social workers とボランティアとは共に密接な活動を行なうことが基本である。しかし不幸にも、各々のグループが相手グループに抱いている見方は、真に生産的なパートナーシップをつくりあげるにはあまりに破壊的であるように思われる。問題は、ボランタリーの固有の機能が何であるか、また、professional worker は何をなすべきかについて、これまでだれも明確にしてこなかったことにある。今や、補完 (complementarity) とか補足 (supplementation) といった漠然とした説明ではどうしようもないところにきているといえよう。

[訓練の重要性]

長期的視点になるが、professional social workers とボランティアの双方において実施される訓練プログラムを通じてなら、相互理解を深める希望がもてそ�である。その場合、各々の訓練プログラムはともに公私一体として活動することを配慮しなければならない。また、教室内授業と現場経験の双方においても、公私協力活動の視点を考慮して計画されなければならない。Barrs は voluntary associates の訓練について次のように述べている。“訓練は社会への貢献を自覚させたり、保護観察官との関係を認識させたりする。そして、自らの限界を知ると同時に自らを資源として認識させるのにも役立っているようである”と。しかし、ほとんどの専門職訓練コース (professional training courses) では、ボランタリーワーカーの組織を利用する技術 (skills)

が必要であると認識されていない。その上、公的機関と民間機関との関係についても議論されることは滅多にないのである。

公的 social worker とボランティアとの間に有効な協力関係がある場合、イニシアチブは professional がとるべきである。しかし、現実には、このようなイニシアチブを地方当局の social worker がとりたがらない理由も理解できる。それは次のような背景があるからである。最近、専門職化 (professionalisation) が進んでいるにも係わらず、social worker の大部分は、まだ自分たちの professional status に確信をもてずにいる。もっとも、訓練を受けていないものも多数いることは確かであるが、同時に social work の目的が十分に明らかになっていないこともあげられる。だから、効果を評価したり表明したりすることが困難な状態にある。このような状況の中で、ボランティアーウーカーに適切な役割を指定することは明らかに難しいことである。social worker の内部では、最近、専門職に対する不信が減じるよりもむしろ増加しているようである。この social worker の専門職化の問題については、The Local Authority Social Services Act 1970 と The Local Government Act 1972 の両制度が制定される以前にもかなりの期間議論されてきたし、最近では、伝統的な social work の目標と方法に関して social worker のラディカル派から攻撃の矢が放たれたりしている〔注：たとえば、Jones, H., "Towards a New Social Work", Routledge & Kegan Paul, 1975; Bailey, R. & Brake, M., "Radical Social Work", Arnold, 1975〕。その上、social workers のケースの取り扱い方に対して一般市民からも多数の批判が寄せられてきた（その多くは無知蒙昧から由來した不当なものであった）。

このような状況下では、多くの social worker が守勢になり、ボランティアとの接触あまり積極的に行なえば脅されるのではないかと思い、結局はそのような専門職意識に警戒心を抱くのは当然のことである。したがって、何よりも social workers が自分たちのポジションに対して一層の自信をもてるよ

うになった時にのみ、はじめて、non-professionals と緊密な協力関係が結ぶようになるのであろう。

Norman Johnson (Lecturer in Social Administration, University of Keele), Social Workers and Volunteers, Social Service Quarterly, Autumn 1976.

(萩原清子 長野大学)

